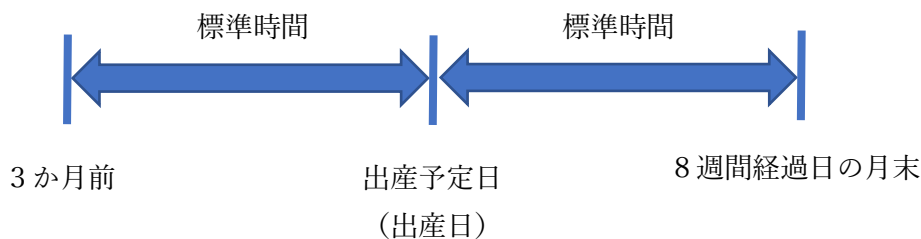


《令和7年7月認定まで》

- ・ 保育の必要量 標準時間
- ・ 認定期間 出産予定日の3か月前から、出産後8週間まで（当該月末まで）



例) 8月20日出産予定日（出産日）の場合

産前 5月1日から入所可能

産後 10月末まで入所可能

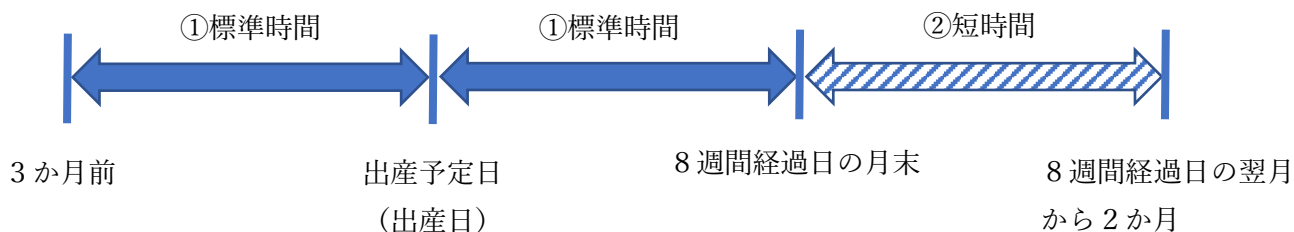
《令和7年8月認定以降》

妊娠・出産①

- ・ 保育の必要量① 標準時間
- ・ 認定時間① 出産予定日の3か月前から、出産後8週間まで（当該月末まで）

妊娠・出産②

- ・ 保育の必要量② 短時間
- ・ 認定時間② 出産後8週間経過日の翌月から2か月（当該月末まで）



例) 8月20日出産予定日（出産日）の場合

産前 5月1日から入所可能

産後① 10月末まで入所可能

産後② 12月末まで入所可能

※入所申込時点では出産予定日により認定期間を決定しますが、出産日確定により産後①、②の期間は前後する可能性があります。（この取り扱いは変更なし）

※今回の変更により、妊娠・出産により最大8か月の入所が可能です。

※妊娠・出産①から妊娠・出産②への認定変更については、保護者からの申し出により行うものとします。

※きょうだい児が既に入所しており、出産後に育児休業を取得する場合は、「妊娠・出産②」ではなく「育児休業」への認定変更となります。